

内閣参質二〇四第七三号

令和三年五月二十八日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聡君提出容器包装リサイクル法の関係省令改正における政策評価法に基づいた政策評価に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聡君提出容器包装リサイクル法の関係省令改正における政策評価法に基づいた政策評価に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

御指摘の「令和元年七月に施行された容器包装リサイクル法の関係省令の改正」については、法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃を伴うものではなく、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成十三年政令第三百二十三号）第三条第六号に掲げる政策に該当せず、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第九条の規定に基づく事前評価を行っていない。また、同法第八条の規定に基づく事後評価については、規制の政策評価の実施に関するガイドライン（平成十九年八月二十四日政策評価各府省連絡会議了承）において、事前評価を実施した規制に関して行うものとしているため、実施する予定はない。なお、今後、「プラスチック製買物袋の有料化」の施行状況を確認しつつ、必要に応じて、容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に係る措置の見直しの検討を行ってまいりたい。